## (別紙)

## 1.作物残留に係る登録保留基準値 新規設定分3農薬

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値	
オキサジアゾン(除草剤)	*	0 . 1 p p m	
グルホシネート(除草剤)	第一果菜類	0 . 1 p p m	
スピロジクロフェン(殺虫剤)	みかん みかん以外のかんきつ類 第二大粒果実類 小粒果実類	0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 5 p p m	

の農薬については水質汚濁に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

変更・追加分6農薬【下線が変更分】

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
イミベンコナゾール(殺菌剤)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 小粒果実類 大豆 大豆以外の豆類	1 p p m 1 p p m 1 p p m 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 1 p p m
テブフェノジド(殺虫剤)	小麦以外の麦・雑穀 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 小粒果実類 いも類 大豆	5 p p m 0 . 1 p p m 1 p p m 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 5 p p m
ピリプロキシフェン(殺虫剤)	第一大粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	0 . 1 p p m
アセキノシル(殺虫剤)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第二果菜類	2 p p m 0 . 1 p p m 2 p p m 2 p p m 1 p p m 5 0 p p m
チアメトキサム(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 小粒果菜類 第二果菜類 第二果菜類	0 . 1 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 1 p p m 5 p p m 1 p p m 0 . 5 p p m

	さや付き未成熟豆類 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 大豆以外の豆類 てんさい 茶	0 . 5 p p m 1 p p m 2 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 1 p p m 1 5 p p m
シメコナゾール(殺菌剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実 小粒果菜類 第二葉類 第二葉類 第三類 大茶	0 . 1 p p m 0 . 1 p p m 0 . 5 p p m 1 p p m 0 . 5 p p m 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 5 p p m 0 . 2 p p m 0 . 1 p p m 0 . 2 p p m 1 0 p p m

以上のいずれの基準値の設定、変更・追加のケースにおいても、国民の平均的な食品摂取を前提とすると、作物残留基準値未満の農薬残留量であれば、国民の農薬摂取量は各農薬のADI(一日許容摂取量)の範囲内となる。

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値 新規設定分1農薬

農薬の成分	用途	基準値
オキサジアゾン(除草剤)	殺虫剤	0.09mg/L

:作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。